

議第 88 号

呉市と竹原市との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結に関する
協議について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 2 第 1 項の規定により，広島中央地域連携中枢都市圏を形成するための連携協約を別紙のとおり竹原市と協議して締結する。

（提案理由）

広島中央地域連携中枢都市圏を形成するための連携協約を竹原市と協議して締結するため，地方自治法第 252 条の 2 第 3 項の規定により，この案を提出する。

呉市と竹原市との連携中枢都市圏形成に係る連携協約

呉市（以下「甲」という。）及び竹原市（以下「乙」という。）は、連携中枢都市圏構想推進要綱（平成26年8月25日付け総行市第200号総務省自治行政局長通知）に基づき、呉市、竹原市、東広島市、江田島市、海田町、熊野町、坂町及び大崎上島町で構成する広島中央地域連携中枢都市圏（以下「圏域」という。）の形成に関して、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項の規定に基づき、次のとおり連携協約を締結する。

（目的）

第1条 この連携協約は、甲及び乙が経済成長のけん引、高次の都市機能の集積・強化及び生活関連機能サービスの向上の三つの役割に応じた取組を連携して実施することにより、人口減少・少子高齢社会にあっても活力ある地域経済を維持するとともに、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう圏域の発展を図ることを目的とする。

（基本方針）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、別表に掲げる取組（以下「取組」という。）を協力して実施し、相互に連携を図るものとする。

（取組の内容及び役割）

第3条 取組の内容並びに甲及び乙の役割は、別表に掲げるとおりとする。

（連携中枢都市圏ビジョン）

第4条 甲は、取組を推進するため、圏域の目指す将来像とその実現に向けた具体的な施策を示す「広島中央地域連携中枢都市圏ビジョン」（以下「ビジョン」という。）を、乙を含む圏域内の市町と協議して策定する。

2 甲及び乙が取組を実施するために要する費用とその分担については、甲及び乙が協議してビジョンに定める。

（連絡会議）

第5条 甲及び乙の長は、この連携協約の推進に関し連絡調整を図るため、毎年度会議を開催するものとする。

（連携協約の変更及び廃止）

第6条 この連携協約を変更し、又は廃止しようとする場合は、甲及び乙の協議によるものとする。この場合において、甲及び乙は、地方自治法第252条の2第4項の規定により、あらかじめ議会の議決を経なければならない。

付 則

この連携協約は、平成30年4月1日から施行する。

別表(第2条, 第3条関係)

1 活力があり, 働きやすい圏域づくり (圏域全体の経済成長のけん引)

| 取組 | 内容 | 甲の役割 | 乙の役割 |
|----------------|---|--|--|
| (1) 産業振興プロジェクト | 地域経済の活性化を図るため, 圏域の特長であるものづくり産業の集積や学術研究機関の集積を生かし, 新製品・新技術の開発, 医工連携の推進, 中小企業への支援, 特産品のPR等に取り組む。 | 圏域の特長であるものづくり産業の集積や学術研究機関の集積を生かし, 新製品・新技術の開発, 医工連携の推進, 中小企業への支援, 特産品のPR等に主体的に取り組む。 | 圏域の特長であるものづくり産業の集積や学術研究機関の集積を生かし, 新製品・新技術の開発, 医工連携の推進, 中小企業への支援, 特産品のPR等に甲と協力して取り組む。 |
| (2) 観光振興プロジェクト | 圏域の観光客の増加と周遊性の向上を図るため, 観光資源の更なる魅力向上と観光資源のネットワーク化, 広域的な誘客に取り組む。 | 観光資源の更なる魅力向上と観光資源のネットワーク化, 広域的な誘客に主体的に取り組む。 | 観光資源の更なる魅力向上と観光資源のネットワーク化, 広域的な誘客に甲と協力して取り組む。 |

2 安心・安全で, 便利な圏域づくり (高次の都市機能の集積・強化)

| 取組 | 内容 | 甲の役割 | 乙の役割 |
|------------------------|---|---|---|
| (1) 医療体制維持・充実プロジェクト | 高度医療機関が集積する圏域の特長を生かし, ハイレベルな救急医療機能の確保などに取り組む。 | 高度医療機関が集積する圏域の特長を生かし, ハイレベルな救急医療機能の確保に主体的に取り組む。 | 高度医療機関が集積する圏域の特長を生かし, ハイレベルな救急医療機能の確保に甲と協力して取り組む。 |
| (2) 交通ネットワーク機能強化プロジェクト | 利便性の高いコンパクトな圏域を形成するため, 幹線道路や公共交通のネットワーク機能の維持・強化に取り組む。 | 幹線道路や公共交通のネットワーク機能の維持・強化に主体的に取り組む。 | 幹線道路や公共交通のネットワーク機能の維持・強化に甲と協力して取り組む。 |

3 誰もが暮らしやすい圏域づくり (圏域全体の生活関連機能サービスの向上)

| 取組 | 内容 | 甲の役割 | 乙の役割 |
|--------------|-----------------------------|-----------------------------|-----------------------------|
| (1) 長寿・健康づくり | 高齢者が元気で活躍できる地域社会を実現するため, 高齢 | 高齢化率が高い圏域の特性を踏まえ, 健康づくりや高齢者 | 高齢化率が高い圏域の特性を踏まえ, 健康づくりや高齢者 |

| | | | |
|--------------------------------------|--|--|--|
| プロジェクト | 化率が高い圏域の特 性を踏まえ、健康づ くりや高齢者の自立 支援の推進などに取 り組む。 | の自立支援の推進な どに主体的に取り組 む。 | の自立支援の推進な どに甲と協力して取 り組む。 |
| (2) 地域 振興プロ ジェクト | 圏域の農水産物の 更なる魅力の向上及 び課題の解消を図る ため、農水産物のブ ランド化・P R・販 路拡大に取り組むと ともに、地域住民の 移動手段を確保する ため、地域公共交通 の利用促進などに取 り組む。 | 農水産物のブラン ド化・P R・販路拡 大及び地域公共交通 の利用促進などに主 体的に取り組む。 | 農水産物のブラン ド化・P R・販路拡 大及び地域公共交通 の利用促進などに甲 と協力して取り組 む。 |
| (3) 安心 まちづ くりプロ ジェクト | 圏域全体の防災力 を高めるため、災害 時の包括的な相互応 援体制の強化に取 り組む。 | 災害時の包括的な 相互応援体制の強化 に主体的に取り組 む。 | 災害時の包括的な 相互応援体制の強化 に甲と協力して取 り組む。 |
| (4) ^{きずな} 絆醸 成プロ ジェクト | 圏域の一体感の醸 成を推進するため、 圏域の住民同士の交 流、圏域への移住促 進、結婚・出産・子 育ての応援に取 り組む。 | 圏域の住民同士の 交流、圏域への移住 促進、結婚・出産・ 子育ての応援に主体 的に取り組む。 | 圏域の住民同士の 交流、圏域への移住 促進、結婚・出産・ 子育ての応援に甲と 協力して取り組む。 |
| (5) 次世 代人材 育成プロ ジェクト | 圏域の「人づく り」を推進するた め、圏域の将来を担 う人材の育成・確保 に取り組む。 | 圏域の将来を担う 人材の育成・確保に 主体的に取り組む。 | 圏域の将来を担う 人材の育成・確保に 甲と協力して取 り組む。 |
| (6) 行政 サービス 機能 向上プロ ジェクト | 持続可能な行政サ ービスを実現するた め、公共施設の相互 利用や連携による事 務の共同化・合理化 に取り組む。 | 公共施設の相互利 用や連携による事務 の共同化・合理化に 主体的に取り組む。 | 公共施設の相互利 用や連携による事務 の共同化・合理化に 甲と協力して取 り組む。 |

議第 89 号

呉市と東広島市との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結に関する協議について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 2 第 1 項の規定により，広島中央地域連携中枢都市圏を形成するための連携協約を別紙のとおり東広島市と協議して締結する。

（提案理由）

広島中央地域連携中枢都市圏を形成するための連携協約を東広島市と協議して締結するため，地方自治法第 252 条の 2 第 3 項の規定により，この案を提出する。

呉市と東広島市との連携中枢都市圏形成に係る連携協約

呉市（以下「甲」という。）及び東広島市（以下「乙」という。）は、連携中枢都市圏構想推進要綱（平成26年8月25日付け総行市第200号総務省自治行政局長通知）に基づき、呉市、竹原市、東広島市、江田島市、海田町、熊野町、坂町及び大崎上島町で構成する広島中央地域連携中枢都市圏（以下「圏域」という。）の形成に関して、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項の規定に基づき、次のとおり連携協約を締結する。

（目的）

第1条 この連携協約は、甲及び乙が経済成長のけん引、高次の都市機能の集積・強化及び生活関連機能サービスの向上の三つの役割に応じた取組を連携して実施することにより、人口減少・少子高齢社会にあっても活力ある地域経済を維持するとともに、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう圏域の発展を図ることを目的とする。

（基本方針）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、別表に掲げる取組（以下「取組」という。）を協力して実施し、相互に連携を図るものとする。

（取組の内容及び役割）

第3条 取組の内容並びに甲及び乙の役割は、別表に掲げるとおりとする。

（連携中枢都市圏ビジョン）

第4条 甲は、取組を推進するため、圏域の目指す将来像とその実現に向けた具体的な施策を示す「広島中央地域連携中枢都市圏ビジョン」（以下「ビジョン」という。）を、乙を含む圏域内の市町と協議して策定する。

2 甲及び乙が取組を実施するために要する費用とその分担については、甲及び乙が協議してビジョンに定める。

（連絡会議）

第5条 甲及び乙の長は、この連携協約の推進に関し連絡調整を図るため、毎年度会議を開催するものとする。

（連携協約の変更及び廃止）

第6条 この連携協約を変更し、又は廃止しようとする場合は、甲及び乙の協議によるものとする。この場合において、甲及び乙は、地方自治法第252条の2第4項の規定により、あらかじめ議会の議決を経なければならない。

付 則

この連携協約は、平成30年4月1日から施行する。

別表(第2条, 第3条関係)

1 活力があり, 働きやすい圏域づくり (圏域全体の経済成長のけん引)

| 取組 | 内容 | 甲の役割 | 乙の役割 |
|----------------|---|--|--|
| (1) 産業振興プロジェクト | 地域経済の活性化を図るため, 圏域の特長であるものづくり産業の集積や学術研究機関の集積を生かし, 新製品・新技術の開発, 医工連携の推進, 中小企業への支援, 特産品のPR等に取り組む。 | 圏域の特長であるものづくり産業の集積や学術研究機関の集積を生かし, 新製品・新技術の開発, 医工連携の推進, 中小企業への支援, 特産品のPR等に主体的に取り組む。 | 圏域の特長であるものづくり産業の集積や学術研究機関の集積を生かし, 新製品・新技術の開発, 医工連携の推進, 中小企業への支援, 特産品のPR等に甲と協力して取り組む。 |
| (2) 観光振興プロジェクト | 圏域の観光客の増加と周遊性の向上を図るため, 観光資源の更なる魅力向上と観光資源のネットワーク化, 広域的な誘客に取り組む。 | 観光資源の更なる魅力向上と観光資源のネットワーク化, 広域的な誘客に主体的に取り組む。 | 観光資源の更なる魅力向上と観光資源のネットワーク化, 広域的な誘客に甲と協力して取り組む。 |

2 安心・安全で, 便利な圏域づくり (高次の都市機能の集積・強化)

| 取組 | 内容 | 甲の役割 | 乙の役割 |
|------------------------|---|---|---|
| (1) 医療体制維持・充実プロジェクト | 高度医療機関が集積する圏域の特長を生かし, ハイレベルな救急医療機能の確保などに取り組む。 | 高度医療機関が集積する圏域の特長を生かし, ハイレベルな救急医療機能の確保に主体的に取り組む。 | 高度医療機関が集積する圏域の特長を生かし, ハイレベルな救急医療機能の確保に甲と協力して取り組む。 |
| (2) 交通ネットワーク機能強化プロジェクト | 利便性の高いコンパクトな圏域を形成するため, 幹線道路や公共交通のネットワーク機能の維持・強化に取り組む。 | 幹線道路や公共交通のネットワーク機能の維持・強化に主体的に取り組む。 | 幹線道路や公共交通のネットワーク機能の維持・強化に甲と協力して取り組む。 |

3 誰もが暮らしやすい圏域づくり (圏域全体の生活関連機能サービスの向上)

| 取組 | 内容 | 甲の役割 | 乙の役割 |
|--------------|-----------------------------|-----------------------------|-----------------------------|
| (1) 長寿・健康づくり | 高齢者が元気で活躍できる地域社会を実現するため, 高齢 | 高齢化率が高い圏域の特性を踏まえ, 健康づくりや高齢者 | 高齢化率が高い圏域の特性を踏まえ, 健康づくりや高齢者 |

| | | | |
|--------------------------------------|--|--|--|
| プロジェクト | 化率が高い圏域の特 性を踏まえ、健康づ くりや高齢者の自立 支援の推進などに取 り組む。 | の自立支援の推進な どに主体的に取り組 む。 | の自立支援の推進な どに甲と協力して取 り組む。 |
| (2) 地域 振興プロ ジェクト | 圏域の農水産物の 更なる魅力の向上及 び課題の解消を図る ため、農水産物のブ ランド化・P R・販 路拡大に取り組むと ともに、地域住民の 移動手段を確保する ため、地域公共交通 の利用促進などに取 り組む。 | 農水産物のブラン ド化・P R・販路拡 大及び地域公共交通 の利用促進などに主 体的に取り組む。 | 農水産物のブラン ド化・P R・販路拡 大及び地域公共交通 の利用促進などに甲 と協力して取り組 む。 |
| (3) 安心 まちづ くりプロ ジェクト | 圏域全体の防災力 を高めるため、災害 時の包括的な相互応 援体制の強化に取 り組む。 | 災害時の包括的な 相互応援体制の強化 に主体的に取り組 む。 | 災害時の包括的な 相互応援体制の強化 に甲と協力して取 り組む。 |
| (4) ^{きずな} 醸 成プロ ジェクト | 圏域の一体感の醸 成を推進するため、 圏域の住民同士の交 流、圏域への移住促 進、結婚・出産・子 育ての応援に取 り組む。 | 圏域の住民同士の 交流、圏域への移住 促進、結婚・出産・ 子育ての応援に主体 的に取り組む。 | 圏域の住民同士の 交流、圏域への移住 促進、結婚・出産・ 子育ての応援に甲と 協力して取り組む。 |
| (5) 次世 代人材 育成プロ ジェクト | 圏域の「人づく り」を推進するた め、圏域の将来を担 う人材の育成・確保 に取り組む。 | 圏域の将来を担う 人材の育成・確保に 主体的に取り組む。 | 圏域の将来を担う 人材の育成・確保に 甲と協力して取 り組む。 |
| (6) 行政 サービス 機能 向上プロ ジェクト | 持続可能な行政サ ービスを実現するた め、公共施設の相互 利用や連携による事 務の共同化・合理化 に取り組む。 | 公共施設の相互利 用や連携による事務 の共同化・合理化に 主体的に取り組む。 | 公共施設の相互利 用や連携による事務 の共同化・合理化に 甲と協力して取 り組む。 |

議第 90 号

呉市と江田島市との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結に関する協議について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 2 第 1 項の規定により，広島中央地域連携中枢都市圏を形成するための連携協約を別紙のとおり江田島市と協議して締結する。

（提案理由）

広島中央地域連携中枢都市圏を形成するための連携協約を江田島市と協議して締結するため，地方自治法第 252 条の 2 第 3 項の規定により，この案を提出する。

呉市と江田島市との連携中枢都市圏形成に係る連携協約

呉市（以下「甲」という。）及び江田島市（以下「乙」という。）は、連携中枢都市圏構想推進要綱（平成26年8月25日付け総行市第200号総務省自治行政局長通知）に基づき、呉市、竹原市、東広島市、江田島市、海田町、熊野町、坂町及び大崎上島町で構成する広島中央地域連携中枢都市圏（以下「圏域」という。）の形成に関して、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項の規定に基づき、次のとおり連携協約を締結する。

（目的）

第1条 この連携協約は、甲及び乙が経済成長のけん引、高次の都市機能の集積・強化及び生活関連機能サービスの向上の三つの役割に応じた取組を連携して実施することにより、人口減少・少子高齢社会にあっても活力ある地域経済を維持するとともに、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう圏域の発展を図ることを目的とする。

（基本方針）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、別表に掲げる取組（以下「取組」という。）を協力して実施し、相互に連携を図るものとする。

（取組の内容及び役割）

第3条 取組の内容並びに甲及び乙の役割は、別表に掲げるとおりとする。

（連携中枢都市圏ビジョン）

第4条 甲は、取組を推進するため、圏域の目指す将来像とその実現に向けた具体的な施策を示す「広島中央地域連携中枢都市圏ビジョン」（以下「ビジョン」という。）を、乙を含む圏域内の市町と協議して策定する。

2 甲及び乙が取組を実施するために要する費用とその分担については、甲及び乙が協議してビジョンに定める。

（連絡会議）

第5条 甲及び乙の長は、この連携協約の推進に関し連絡調整を図るため、毎年度会議を開催するものとする。

（連携協約の変更及び廃止）

第6条 この連携協約を変更し、又は廃止しようとする場合は、甲及び乙の協議によるものとする。この場合において、甲及び乙は、地方自治法第252条の2第4項の規定により、あらかじめ議会の議決を経なければならない。

付 則

この連携協約は、平成30年4月1日から施行する。

別表(第2条, 第3条関係)

1 活力があり, 働きやすい圏域づくり (圏域全体の経済成長のけん引)

| 取組 | 内容 | 甲の役割 | 乙の役割 |
|----------------|---|--|--|
| (1) 産業振興プロジェクト | 地域経済の活性化を図るため, 圏域の特長であるものづくり産業の集積や学術研究機関の集積を生かし, 新製品・新技術の開発, 医工連携の推進, 中小企業への支援, 特産品のPR等に取り組む。 | 圏域の特長であるものづくり産業の集積や学術研究機関の集積を生かし, 新製品・新技術の開発, 医工連携の推進, 中小企業への支援, 特産品のPR等に主体的に取り組む。 | 圏域の特長であるものづくり産業の集積や学術研究機関の集積を生かし, 新製品・新技術の開発, 医工連携の推進, 中小企業への支援, 特産品のPR等に甲と協力して取り組む。 |
| (2) 観光振興プロジェクト | 圏域の観光客の増加と周遊性の向上を図るため, 観光資源の更なる魅力向上と観光資源のネットワーク化, 広域的な誘客に取り組む。 | 観光資源の更なる魅力向上と観光資源のネットワーク化, 広域的な誘客に主体的に取り組む。 | 観光資源の更なる魅力向上と観光資源のネットワーク化, 広域的な誘客に甲と協力して取り組む。 |

2 安心・安全で, 便利な圏域づくり (高次の都市機能の集積・強化)

| 取組 | 内容 | 甲の役割 | 乙の役割 |
|------------------------|---|---|---|
| (1) 医療体制維持・充実プロジェクト | 高度医療機関が集積する圏域の特長を生かし, ハイレベルな救急医療機能の確保などに取り組む。 | 高度医療機関が集積する圏域の特長を生かし, ハイレベルな救急医療機能の確保に主体的に取り組む。 | 高度医療機関が集積する圏域の特長を生かし, ハイレベルな救急医療機能の確保に甲と協力して取り組む。 |
| (2) 交通ネットワーク機能強化プロジェクト | 利便性の高いコンパクトな圏域を形成するため, 幹線道路や公共交通のネットワーク機能の維持・強化に取り組む。 | 幹線道路や公共交通のネットワーク機能の維持・強化に主体的に取り組む。 | 幹線道路や公共交通のネットワーク機能の維持・強化に甲と協力して取り組む。 |

3 誰もが暮らしやすい圏域づくり (圏域全体の生活関連機能サービスの向上)

| 取組 | 内容 | 甲の役割 | 乙の役割 |
|--------------|-----------------------------|-----------------------------|-----------------------------|
| (1) 長寿・健康づくり | 高齢者が元気で活躍できる地域社会を実現するため, 高齢 | 高齢化率が高い圏域の特性を踏まえ, 健康づくりや高齢者 | 高齢化率が高い圏域の特性を踏まえ, 健康づくりや高齢者 |

| | | | |
|--------------------------------------|--|--|--|
| プロジェクト | 化率が高い圏域の特 性を踏まえ、健康づ くりや高齢者の自立 支援の推進などに取 り組む。 | の自立支援の推進な どに主体的に取り組 む。 | の自立支援の推進な どに甲と協力して取 り組む。 |
| (2) 地域 振興プロ ジェクト | 圏域の農水産物の 更なる魅力の向上及 び課題の解消を図る ため、農水産物のブ ランド化・P R・販 路拡大に取り組むと ともに、地域住民の 移動手段を確保する ため、地域公共交通 の利用促進などに取 り組む。 | 農水産物のブラン ド化・P R・販路拡 大及び地域公共交通 の利用促進などに主 体的に取り組む。 | 農水産物のブラン ド化・P R・販路拡 大及び地域公共交通 の利用促進などに甲 と協力して取り組 む。 |
| (3) 安心 まちづ くりプロ ジェクト | 圏域全体の防災力 を高めるため、災害 時の包括的な相互応 援体制の強化に取 り組む。 | 災害時の包括的な 相互応援体制の強化 に主体的に取り組 む。 | 災害時の包括的な 相互応援体制の強化 に甲と協力して取 り組む。 |
| (4) ^{きずな} 醸 成プロ ジェクト | 圏域の一体感の醸 成を推進するため、 圏域の住民同士の交 流、圏域への移住促 進、結婚・出産・子 育ての応援に取 り組む。 | 圏域の住民同士の 交流、圏域への移住 促進、結婚・出産・ 子育ての応援に主 体的に取り組む。 | 圏域の住民同士の 交流、圏域への移住 促進、結婚・出産・ 子育ての応援に甲 と協力して取り組 む。 |
| (5) 次世 代人材 育成プロ ジェクト | 圏域の「人づく り」を推進するた め、圏域の将来を担 う人材の育成・確保 に取り組む。 | 圏域の将来を担う 人材の育成・確保に 主体的に取り組む。 | 圏域の将来を担う 人材の育成・確保に 甲と協力して取 り組む。 |
| (6) 行政 サービ ス機能 向上プロ ジェクト | 持続可能な行政サ ービスを実現するた め、公共施設の相互 利用や連携による事 務の共同化・合理化 に取り組む。 | 公共施設の相互利 用や連携による事務 の共同化・合理化に 主体的に取り組む。 | 公共施設の相互利 用や連携による事務 の共同化・合理化に 甲と協力して取 り組む。 |

議第 9 1 号

呉市と海田町との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結に関する
協議について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 5 2 条の 2 第 1 項の規定により，広島中央地域連携中枢都市圏を形成するための連携協約を別紙のとおり海田町と協議して締結する。

（提案理由）

広島中央地域連携中枢都市圏を形成するための連携協約を海田町と協議して締結するため，地方自治法第 2 5 2 条の 2 第 3 項の規定により，この案を提出する。

呉市と海田町との連携中枢都市圏形成に係る連携協約

呉市（以下「甲」という。）及び海田町（以下「乙」という。）は、連携中枢都市圏構想推進要綱（平成26年8月25日付け総行市第200号総務省自治行政局長通知）に基づき、呉市、竹原市、東広島市、江田島市、海田町、熊野町、坂町及び大崎上島町で構成する広島中央地域連携中枢都市圏（以下「圏域」という。）の形成に関して、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項の規定に基づき、次のとおり連携協約を締結する。

（目的）

第1条 この連携協約は、甲及び乙が経済成長のけん引、高次の都市機能の集積・強化及び生活関連機能サービスの向上の三つの役割に応じた取組を連携して実施することにより、人口減少・少子高齢社会にあっても活力ある地域経済を維持するとともに、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう圏域の発展を図ることを目的とする。

（基本方針）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、別表に掲げる取組（以下「取組」という。）を協力して実施し、相互に連携を図るものとする。

（取組の内容及び役割）

第3条 取組の内容並びに甲及び乙の役割は、別表に掲げるとおりとする。

（連携中枢都市圏ビジョン）

第4条 甲は、取組を推進するため、圏域の目指す将来像とその実現に向けた具体的な施策を示す「広島中央地域連携中枢都市圏ビジョン」（以下「ビジョン」という。）を、乙を含む圏域内の市町と協議して策定する。

2 甲及び乙が取組を実施するために要する費用とその分担については、甲及び乙が協議してビジョンに定める。

（連絡会議）

第5条 甲及び乙の長は、この連携協約の推進に関し連絡調整を図るため、毎年度会議を開催するものとする。

（連携協約の変更及び廃止）

第6条 この連携協約を変更し、又は廃止しようとする場合は、甲及び乙の協議によるものとする。この場合において、甲及び乙は、地方自治法第252条の2第4項の規定により、あらかじめ議会の議決を経なければならない。

付 則

この連携協約は、平成30年4月1日から施行する。

別表(第2条, 第3条関係)

1 活力があり, 働きやすい圏域づくり (圏域全体の経済成長のけん引)

| 取組 | 内容 | 甲の役割 | 乙の役割 |
|----------------|---|--|--|
| (1) 産業振興プロジェクト | 地域経済の活性化を図るため, 圏域の特長であるものづくり産業の集積や学術研究機関の集積を生かし, 新製品・新技術の開発, 医工連携の推進, 中小企業への支援, 特産品のPR等に取り組む。 | 圏域の特長であるものづくり産業の集積や学術研究機関の集積を生かし, 新製品・新技術の開発, 医工連携の推進, 中小企業への支援, 特産品のPR等に主体的に取り組む。 | 圏域の特長であるものづくり産業の集積や学術研究機関の集積を生かし, 新製品・新技術の開発, 医工連携の推進, 中小企業への支援, 特産品のPR等に甲と協力して取り組む。 |
| (2) 観光振興プロジェクト | 圏域の観光客の増加と周遊性の向上を図るため, 観光資源の更なる魅力向上と観光資源のネットワーク化, 広域的な誘客に取り組む。 | 観光資源の更なる魅力向上と観光資源のネットワーク化, 広域的な誘客に主体的に取り組む。 | 観光資源の更なる魅力向上と観光資源のネットワーク化, 広域的な誘客に甲と協力して取り組む。 |

2 安心・安全で, 便利な圏域づくり (高次の都市機能の集積・強化)

| 取組 | 内容 | 甲の役割 | 乙の役割 |
|------------------------|---|---|---|
| (1) 医療体制維持・充実プロジェクト | 高度医療機関が集積する圏域の特長を生かし, ハイレベルな救急医療機能の確保などに取り組む。 | 高度医療機関が集積する圏域の特長を生かし, ハイレベルな救急医療機能の確保に主体的に取り組む。 | 高度医療機関が集積する圏域の特長を生かし, ハイレベルな救急医療機能の確保に甲と協力して取り組む。 |
| (2) 交通ネットワーク機能強化プロジェクト | 利便性の高いコンパクトな圏域を形成するため, 幹線道路や公共交通のネットワーク機能の維持・強化に取り組む。 | 幹線道路や公共交通のネットワーク機能の維持・強化に主体的に取り組む。 | 幹線道路や公共交通のネットワーク機能の維持・強化に甲と協力して取り組む。 |

3 誰もが暮らしやすい圏域づくり (圏域全体の生活関連機能サービスの向上)

| 取組 | 内容 | 甲の役割 | 乙の役割 |
|--------------|-----------------------------|-----------------------------|-----------------------------|
| (1) 長寿・健康づくり | 高齢者が元気で活躍できる地域社会を実現するため, 高齢 | 高齢化率が高い圏域の特性を踏まえ, 健康づくりや高齢者 | 高齢化率が高い圏域の特性を踏まえ, 健康づくりや高齢者 |

| | | | |
|--------------------------------------|--|--|--|
| プロジェクト | 化率が高い圏域の特 性を踏まえ、健康づ くりや高齢者の自立 支援の推進などに取 り組む。 | の自立支援の推進な どに主体的に取り組 む。 | の自立支援の推進な どに甲と協力して取 り組む。 |
| (2) 地域 振興プロ ジェクト | 圏域の農水産物の 更なる魅力の向上及 び課題の解消を図る ため、農水産物のブ ランド化・P R・販 路拡大に取り組むと ともに、地域住民の 移動手段を確保する ため、地域公共交通 の利用促進などに取 り組む。 | 農水産物のブラン ド化・P R・販路拡 大及び地域公共交通 の利用促進などに主 体的に取り組む。 | 農水産物のブラン ド化・P R・販路拡 大及び地域公共交通 の利用促進などに甲 と協力して取り組 む。 |
| (3) 安心 まちづ くりプロ ジェクト | 圏域全体の防災力 を高めるため、災害 時の包括的な相互応 援体制の強化に取 り組む。 | 災害時の包括的な 相互応援体制の強化 に主体的に取り組 む。 | 災害時の包括的な 相互応援体制の強化 に甲と協力して取 り組む。 |
| (4) ^{きずな} 醸 成プロ ジェクト | 圏域の一体感の醸 成を推進するため、 圏域の住民同士の交 流、圏域への移住促 進、結婚・出産・子 育ての応援に取 り組む。 | 圏域の住民同士の 交流、圏域への移住 促進、結婚・出産・ 子育ての応援に主体 的に取り組む。 | 圏域の住民同士の 交流、圏域への移住 促進、結婚・出産・ 子育ての応援に甲と 協力して取り組む。 |
| (5) 次世 代人材 育成プロ ジェクト | 圏域の「人づく り」を推進するた め、圏域の将来を担 う人材の育成・確保 に取り組む。 | 圏域の将来を担う 人材の育成・確保に 主体的に取り組む。 | 圏域の将来を担う 人材の育成・確保に 甲と協力して取 り組む。 |
| (6) 行政 サービ ス機能 向上プロ ジェクト | 持続可能な行政サ ービスを実現するた め、公共施設の相互 利用や連携による事 務の共同化・合理化 に取り組む。 | 公共施設の相互利 用や連携による事務 の共同化・合理化に 主体的に取り組む。 | 公共施設の相互利 用や連携による事務 の共同化・合理化に 甲と協力して取 り組む。 |

議第 9 2 号

呉市と熊野町との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結に関する
協議について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 5 2 条の 2 第 1 項の規定により，広島中央地域連携中枢都市圏を形成するための連携協約を別紙のとおり熊野町と協議して締結する。

（提案理由）

広島中央地域連携中枢都市圏を形成するための連携協約を熊野町と協議して締結するため，地方自治法第 2 5 2 条の 2 第 3 項の規定により，この案を提出する。

呉市と熊野町との連携中枢都市圏形成に係る連携協約

呉市（以下「甲」という。）及び熊野町（以下「乙」という。）は、連携中枢都市圏構想推進要綱（平成26年8月25日付け総行市第200号総務省自治行政局長通知）に基づき、呉市、竹原市、東広島市、江田島市、海田町、熊野町、坂町及び大崎上島町で構成する広島中央地域連携中枢都市圏（以下「圏域」という。）の形成に関して、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項の規定に基づき、次のとおり連携協約を締結する。

（目的）

第1条 この連携協約は、甲及び乙が経済成長のけん引、高次の都市機能の集積・強化及び生活関連機能サービスの向上の三つの役割に応じた取組を連携して実施することにより、人口減少・少子高齢社会にあっても活力ある地域経済を維持するとともに、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう圏域の発展を図ることを目的とする。

（基本方針）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、別表に掲げる取組（以下「取組」という。）を協力して実施し、相互に連携を図るものとする。

（取組の内容及び役割）

第3条 取組の内容並びに甲及び乙の役割は、別表に掲げるとおりとする。

（連携中枢都市圏ビジョン）

第4条 甲は、取組を推進するため、圏域の目指す将来像とその実現に向けた具体的な施策を示す「広島中央地域連携中枢都市圏ビジョン」（以下「ビジョン」という。）を、乙を含む圏域内の市町と協議して策定する。

2 甲及び乙が取組を実施するために要する費用とその分担については、甲及び乙が協議してビジョンに定める。

（連絡会議）

第5条 甲及び乙の長は、この連携協約の推進に関し連絡調整を図るため、毎年度会議を開催するものとする。

（連携協約の変更及び廃止）

第6条 この連携協約を変更し、又は廃止しようとする場合は、甲及び乙の協議によるものとする。この場合において、甲及び乙は、地方自治法第252条の2第4項の規定により、あらかじめ議会の議決を経なければならない。

付 則

この連携協約は、平成30年4月1日から施行する。

別表(第2条, 第3条関係)

1 活力があり, 働きやすい圏域づくり (圏域全体の経済成長のけん引)

| 取組 | 内容 | 甲の役割 | 乙の役割 |
|----------------|---|--|--|
| (1) 産業振興プロジェクト | 地域経済の活性化を図るため, 圏域の特長であるものづくり産業の集積や学術研究機関の集積を生かし, 新製品・新技術の開発, 医工連携の推進, 中小企業への支援, 特産品のPR等に取り組む。 | 圏域の特長であるものづくり産業の集積や学術研究機関の集積を生かし, 新製品・新技術の開発, 医工連携の推進, 中小企業への支援, 特産品のPR等に主体的に取り組む。 | 圏域の特長であるものづくり産業の集積や学術研究機関の集積を生かし, 新製品・新技術の開発, 医工連携の推進, 中小企業への支援, 特産品のPR等に甲と協力して取り組む。 |
| (2) 観光振興プロジェクト | 圏域の観光客の増加と周遊性の向上を図るため, 観光資源の更なる魅力向上と観光資源のネットワーク化, 広域的な誘客に取り組む。 | 観光資源の更なる魅力向上と観光資源のネットワーク化, 広域的な誘客に主体的に取り組む。 | 観光資源の更なる魅力向上と観光資源のネットワーク化, 広域的な誘客に甲と協力して取り組む。 |

2 安心・安全で, 便利な圏域づくり (高次の都市機能の集積・強化)

| 取組 | 内容 | 甲の役割 | 乙の役割 |
|------------------------|---|---|---|
| (1) 医療体制維持・充実プロジェクト | 高度医療機関が集積する圏域の特長を生かし, ハイレベルな救急医療機能の確保などに取り組む。 | 高度医療機関が集積する圏域の特長を生かし, ハイレベルな救急医療機能の確保に主体的に取り組む。 | 高度医療機関が集積する圏域の特長を生かし, ハイレベルな救急医療機能の確保に甲と協力して取り組む。 |
| (2) 交通ネットワーク機能強化プロジェクト | 利便性の高いコンパクトな圏域を形成するため, 幹線道路や公共交通のネットワーク機能の維持・強化に取り組む。 | 幹線道路や公共交通のネットワーク機能の維持・強化に主体的に取り組む。 | 幹線道路や公共交通のネットワーク機能の維持・強化に甲と協力して取り組む。 |

3 誰もが暮らしやすい圏域づくり (圏域全体の生活関連機能サービスの向上)

| 取組 | 内容 | 甲の役割 | 乙の役割 |
|--------------|-----------------------------|-----------------------------|-----------------------------|
| (1) 長寿・健康づくり | 高齢者が元気で活躍できる地域社会を実現するため, 高齢 | 高齢化率が高い圏域の特性を踏まえ, 健康づくりや高齢者 | 高齢化率が高い圏域の特性を踏まえ, 健康づくりや高齢者 |

| | | | |
|--------------------------------------|--|--|--|
| プロジェクト | 化率が高い圏域の特 性を踏まえ、健康づ くりや高齢者の自立 支援の推進などに取 り組む。 | の自立支援の推進な どに主体的に取り組 む。 | の自立支援の推進な どに甲と協力して取 り組む。 |
| (2) 地域 振興プロ ジェクト | 圏域の農水産物の 更なる魅力の向上及 び課題の解消を図る ため、農水産物のブ ランド化・P R・販 路拡大に取り組むと ともに、地域住民の 移動手段を確保する ため、地域公共交通 の利用促進などに取 り組む。 | 農水産物のブラン ド化・P R・販路拡 大及び地域公共交通 の利用促進などに主 体的に取り組む。 | 農水産物のブラン ド化・P R・販路拡 大及び地域公共交通 の利用促進などに甲 と協力して取り組 む。 |
| (3) 安心 まちづ くりプロ ジェクト | 圏域全体の防災力 を高めるため、災害 時の包括的な相互応 援体制の強化に取 り組む。 | 災害時の包括的な 相互応援体制の強化 に主体的に取り組 む。 | 災害時の包括的な 相互応援体制の強化 に甲と協力して取 り組む。 |
| (4) ^{きずな} 醸 成プロ ジェクト | 圏域の一体感の醸 成を推進するため、 圏域の住民同士の交 流、圏域への移住促 進、結婚・出産・子 育ての応援に取 り組む。 | 圏域の住民同士の 交流、圏域への移住 促進、結婚・出産・ 子育ての応援に主体 的に取り組む。 | 圏域の住民同士の 交流、圏域への移住 促進、結婚・出産・ 子育ての応援に甲と 協力して取り組む。 |
| (5) 次世 代人材 育成プロ ジェクト | 圏域の「人づく り」を推進するた め、圏域の将来を担 う人材の育成・確保 に取り組む。 | 圏域の将来を担う 人材の育成・確保に 主体的に取り組む。 | 圏域の将来を担う 人材の育成・確保に 甲と協力して取 り組む。 |
| (6) 行政 サービス 機能 向上プロ ジェクト | 持続可能な行政サ ービスを実現するた め、公共施設の相互 利用や連携による事 務の共同化・合理化 に取り組む。 | 公共施設の相互利 用や連携による事務 の共同化・合理化に 主体的に取り組む。 | 公共施設の相互利 用や連携による事務 の共同化・合理化に 甲と協力して取 り組む。 |

議第 9 3 号

呉市と坂町との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結に関する協
議について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 5 2 条の 2 第 1 項の規定により，広
島中央地域連携中枢都市圏を形成するための連携協約を別紙のとおり坂町と協議し
て締結する。

（提案理由）

広島中央地域連携中枢都市圏を形成するための連携協約を坂町と協議して締結す
るため，地方自治法第 2 5 2 条の 2 第 3 項の規定により，この案を提出する。

呉市と坂町との連携中枢都市圏形成に係る連携協約

呉市（以下「甲」という。）及び坂町（以下「乙」という。）は、連携中枢都市圏構想推進要綱（平成26年8月25日付け総行市第200号総務省自治行政局長通知）に基づき、呉市、竹原市、東広島市、江田島市、海田町、熊野町、坂町及び大崎上島町で構成する広島中央地域連携中枢都市圏（以下「圏域」という。）の形成に関して、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項の規定に基づき、次のとおり連携協約を締結する。

（目的）

第1条 この連携協約は、甲及び乙が経済成長のけん引、高次の都市機能の集積・強化及び生活関連機能サービスの向上の三つの役割に応じた取組を連携して実施することにより、人口減少・少子高齢社会にあっても活力ある地域経済を維持するとともに、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう圏域の発展を図ることを目的とする。

（基本方針）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、別表に掲げる取組（以下「取組」という。）を協力して実施し、相互に連携を図るものとする。

（取組の内容及び役割）

第3条 取組の内容並びに甲及び乙の役割は、別表に掲げるとおりとする。

（連携中枢都市圏ビジョン）

第4条 甲は、取組を推進するため、圏域の目指す将来像とその実現に向けた具体的な施策を示す「広島中央地域連携中枢都市圏ビジョン」（以下「ビジョン」という。）を、乙を含む圏域内の市町と協議して策定する。

2 甲及び乙が取組を実施するために要する費用とその分担については、甲及び乙が協議してビジョンに定める。

（連絡会議）

第5条 甲及び乙の長は、この連携協約の推進に関し連絡調整を図るため、毎年度会議を開催するものとする。

（連携協約の変更及び廃止）

第6条 この連携協約を変更し、又は廃止しようとする場合は、甲及び乙の協議によるものとする。この場合において、甲及び乙は、地方自治法第252条の2第4項の規定により、あらかじめ議会の議決を経なければならない。

付 則

この連携協約は、平成30年4月1日から施行する。

別表(第2条, 第3条関係)

1 活力があり, 働きやすい圏域づくり (圏域全体の経済成長のけん引)

| 取組 | 内容 | 甲の役割 | 乙の役割 |
|----------------|---|--|--|
| (1) 産業振興プロジェクト | 地域経済の活性化を図るため, 圏域の特長であるものづくり産業の集積や学術研究機関の集積を生かし, 新製品・新技術の開発, 医工連携の推進, 中小企業への支援, 特産品のPR等に取り組む。 | 圏域の特長であるものづくり産業の集積や学術研究機関の集積を生かし, 新製品・新技術の開発, 医工連携の推進, 中小企業への支援, 特産品のPR等に主体的に取り組む。 | 圏域の特長であるものづくり産業の集積や学術研究機関の集積を生かし, 新製品・新技術の開発, 医工連携の推進, 中小企業への支援, 特産品のPR等に甲と協力して取り組む。 |
| (2) 観光振興プロジェクト | 圏域の観光客の増加と周遊性の向上を図るため, 観光資源の更なる魅力向上と観光資源のネットワーク化, 広域的な誘客に取り組む。 | 観光資源の更なる魅力向上と観光資源のネットワーク化, 広域的な誘客に主体的に取り組む。 | 観光資源の更なる魅力向上と観光資源のネットワーク化, 広域的な誘客に甲と協力して取り組む。 |

2 安心・安全で, 便利な圏域づくり (高次の都市機能の集積・強化)

| 取組 | 内容 | 甲の役割 | 乙の役割 |
|------------------------|---|---|---|
| (1) 医療体制維持・充実プロジェクト | 高度医療機関が集積する圏域の特長を生かし, ハイレベルな救急医療機能の確保などに取り組む。 | 高度医療機関が集積する圏域の特長を生かし, ハイレベルな救急医療機能の確保に主体的に取り組む。 | 高度医療機関が集積する圏域の特長を生かし, ハイレベルな救急医療機能の確保に甲と協力して取り組む。 |
| (2) 交通ネットワーク機能強化プロジェクト | 利便性の高いコンパクトな圏域を形成するため, 幹線道路や公共交通のネットワーク機能の維持・強化に取り組む。 | 幹線道路や公共交通のネットワーク機能の維持・強化に主体的に取り組む。 | 幹線道路や公共交通のネットワーク機能の維持・強化に甲と協力して取り組む。 |

3 誰もが暮らしやすい圏域づくり (圏域全体の生活関連機能サービスの向上)

| 取組 | 内容 | 甲の役割 | 乙の役割 |
|--------------|-----------------------------|-----------------------------|-----------------------------|
| (1) 長寿・健康づくり | 高齢者が元気で活躍できる地域社会を実現するため, 高齢 | 高齢化率が高い圏域の特性を踏まえ, 健康づくりや高齢者 | 高齢化率が高い圏域の特性を踏まえ, 健康づくりや高齢者 |

| | | | |
|--------------------------------------|--|--|--|
| プロジェクト | 化率が高い圏域の特 性を踏まえ、健康づ くりや高齢者の自立 支援の推進などに取 り組む。 | の自立支援の推進な どに主体的に取り組 む。 | の自立支援の推進な どに甲と協力して取 り組む。 |
| (2) 地域 振興プロ ジェクト | 圏域の農水産物の 更なる魅力の向上及 び課題の解消を図る ため、農水産物のブ ランド化・P R・販 路拡大に取り組むと ともに、地域住民の 移動手段を確保する ため、地域公共交通 の利用促進などに取 り組む。 | 農水産物のブラン ド化・P R・販路拡 大及び地域公共交通 の利用促進などに主 体的に取り組む。 | 農水産物のブラン ド化・P R・販路拡 大及び地域公共交通 の利用促進などに甲 と協力して取り組 む。 |
| (3) 安心 まちづ くりプロ ジェクト | 圏域全体の防災力 を高めるため、災害 時の包括的な相互応 援体制の強化に取 り組む。 | 災害時の包括的な 相互応援体制の強化 に主体的に取り組 む。 | 災害時の包括的な 相互応援体制の強化 に甲と協力して取 り組む。 |
| (4) ^{きずな} 絆醸 成プロ ジェクト | 圏域の一体感の醸 成を推進するため、 圏域の住民同士の交 流、圏域への移住促 進、結婚・出産・子 育ての応援に取 り組む。 | 圏域の住民同士の 交流、圏域への移住 促進、結婚・出産・ 子育ての応援に主体 的に取り組む。 | 圏域の住民同士の 交流、圏域への移住 促進、結婚・出産・ 子育ての応援に甲と 協力して取り組む。 |
| (5) 次世 代人材 育成プロ ジェクト | 圏域の「人づく り」を推進するた め、圏域の将来を担 う人材の育成・確保 に取り組む。 | 圏域の将来を担う 人材の育成・確保に 主体的に取り組む。 | 圏域の将来を担う 人材の育成・確保に 甲と協力して取 り組む。 |
| (6) 行政 サービス 機能 向上プロ ジェクト | 持続可能な行政サ ービスを実現するた め、公共施設の相互 利用や連携による事 務の共同化・合理化 に取り組む。 | 公共施設の相互利 用や連携による事務 の共同化・合理化に 主体的に取り組む。 | 公共施設の相互利 用や連携による事務 の共同化・合理化に 甲と協力して取 り組む。 |

議第 9 4 号

呉市と大崎上島町との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結に関する協議について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 5 2 条の 2 第 1 項の規定により，広島中央地域連携中枢都市圏を形成するための連携協約を別紙のとおり大崎上島町と協議して締結する。

（提案理由）

広島中央地域連携中枢都市圏を形成するための連携協約を大崎上島町と協議して締結するため，地方自治法第 2 5 2 条の 2 第 3 項の規定により，この案を提出する。

呉市と大崎上島町との連携中枢都市圏形成に係る連携協約

呉市（以下「甲」という。）及び大崎上島町（以下「乙」という。）は、連携中枢都市圏構想推進要綱（平成26年8月25日付け総行市第200号総務省自治行政局長通知）に基づき、呉市、竹原市、東広島市、江田島市、海田町、熊野町、坂町及び大崎上島町で構成する広島中央地域連携中枢都市圏（以下「圏域」という。）の形成に関して、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項の規定に基づき、次のとおり連携協約を締結する。

（目的）

第1条 この連携協約は、甲及び乙が経済成長のけん引、高次の都市機能の集積・強化及び生活関連機能サービスの向上の三つの役割に応じた取組を連携して実施することにより、人口減少・少子高齢社会にあっても活力ある地域経済を維持するとともに、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう圏域の発展を図ることを目的とする。

（基本方針）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、別表に掲げる取組（以下「取組」という。）を協力して実施し、相互に連携を図るものとする。

（取組の内容及び役割）

第3条 取組の内容及び甲及び乙の役割は、別表に掲げるとおりとする。

（連携中枢都市圏ビジョン）

第4条 甲は、取組を推進するため、圏域の目指す将来像とその実現に向けた具体的な施策を示す「広島中央地域連携中枢都市圏ビジョン」（以下「ビジョン」という。）を、乙を含む圏域内の市町と協議して策定する。

2 甲及び乙が取組を実施するために要する費用とその分担については、甲及び乙が協議してビジョンに定める。

（連絡会議）

第5条 甲及び乙の長は、この連携協約の推進に関し連絡調整を図るため、毎年度会議を開催するものとする。

（連携協約の変更及び廃止）

第6条 この連携協約を変更し、又は廃止しようとする場合は、甲及び乙の協議によるものとする。この場合において、甲及び乙は、地方自治法第252条の2第4項の規定により、あらかじめ議会の議決を経なければならない。

付 則

この連携協約は、平成30年4月1日から施行する。

別表(第2条, 第3条関係)

1 活力があり, 働きやすい圏域づくり (圏域全体の経済成長のけん引)

| 取組 | 内容 | 甲の役割 | 乙の役割 |
|----------------|---|--|--|
| (1) 産業振興プロジェクト | 地域経済の活性化を図るため, 圏域の特長であるものづくり産業の集積や学術研究機関の集積を生かし, 新製品・新技術の開発, 医工連携の推進, 中小企業への支援, 特産品のPR等に取り組む。 | 圏域の特長であるものづくり産業の集積や学術研究機関の集積を生かし, 新製品・新技術の開発, 医工連携の推進, 中小企業への支援, 特産品のPR等に主体的に取り組む。 | 圏域の特長であるものづくり産業の集積や学術研究機関の集積を生かし, 新製品・新技術の開発, 医工連携の推進, 中小企業への支援, 特産品のPR等に甲と協力して取り組む。 |
| (2) 観光振興プロジェクト | 圏域の観光客の増加と周遊性の向上を図るため, 観光資源の更なる魅力向上と観光資源のネットワーク化, 広域的な誘客に取り組む。 | 観光資源の更なる魅力向上と観光資源のネットワーク化, 広域的な誘客に主体的に取り組む。 | 観光資源の更なる魅力向上と観光資源のネットワーク化, 広域的な誘客に甲と協力して取り組む。 |

2 安心・安全で, 便利な圏域づくり (高次の都市機能の集積・強化)

| 取組 | 内容 | 甲の役割 | 乙の役割 |
|------------------------|---|---|---|
| (1) 医療体制維持・充実プロジェクト | 高度医療機関が集積する圏域の特長を生かし, ハイレベルな救急医療機能の確保などに取り組む。 | 高度医療機関が集積する圏域の特長を生かし, ハイレベルな救急医療機能の確保に主体的に取り組む。 | 高度医療機関が集積する圏域の特長を生かし, ハイレベルな救急医療機能の確保に甲と協力して取り組む。 |
| (2) 交通ネットワーク機能強化プロジェクト | 利便性の高いコンパクトな圏域を形成するため, 幹線道路や公共交通のネットワーク機能の維持・強化に取り組む。 | 幹線道路や公共交通のネットワーク機能の維持・強化に主体的に取り組む。 | 幹線道路や公共交通のネットワーク機能の維持・強化に甲と協力して取り組む。 |

3 誰もが暮らしやすい圏域づくり (圏域全体の生活関連機能サービスの向上)

| 取組 | 内容 | 甲の役割 | 乙の役割 |
|--------------|-----------------------------|-----------------------------|-----------------------------|
| (1) 長寿・健康づくり | 高齢者が元気で活躍できる地域社会を実現するため, 高齢 | 高齢化率が高い圏域の特性を踏まえ, 健康づくりや高齢者 | 高齢化率が高い圏域の特性を踏まえ, 健康づくりや高齢者 |

| | | | |
|--------------------------------------|--|--|--|
| プロジェクト | 化率が高い圏域の特 性を踏まえ、健康づ くりや高齢者の自立 支援の推進などに取 り組む。 | の自立支援の推進な どに主体的に取り組 む。 | の自立支援の推進な どに甲と協力して取 り組む。 |
| (2) 地域 振興プロ ジェクト | 圏域の農水産物の 更なる魅力の向上及 び課題の解消を図る ため、農水産物のブ ランド化・P R・販 路拡大に取り組むと ともに、地域住民の 移動手段を確保する ため、地域公共交通 の利用促進などに取 り組む。 | 農水産物のブラン ド化・P R・販路拡 大及び地域公共交通 の利用促進などに主 体的に取り組む。 | 農水産物のブラン ド化・P R・販路拡 大及び地域公共交通 の利用促進などに甲 と協力して取り組 む。 |
| (3) 安心 まちづ くりプロ ジェクト | 圏域全体の防災力 を高めるため、災害 時の包括的な相互応 援体制の強化に取 り組む。 | 災害時の包括的な 相互応援体制の強化 に主体的に取り組 む。 | 災害時の包括的な 相互応援体制の強化 に甲と協力して取 り組む。 |
| (4) ^{きずな} 絆醸 成プロ ジェクト | 圏域の一体感の醸 成を推進するため、 圏域の住民同士の交 流、圏域への移住促 進、結婚・出産・子 育ての応援に取 り組む。 | 圏域の住民同士の 交流、圏域への移住 促進、結婚・出産・ 子育ての応援に主体 的に取り組む。 | 圏域の住民同士の 交流、圏域への移住 促進、結婚・出産・ 子育ての応援に甲と 協力して取り組む。 |
| (5) 次世 代人材 育成プロ ジェクト | 圏域の「人づく り」を推進するた め、圏域の将来を担 う人材の育成・確保 に取り組む。 | 圏域の将来を担う 人材の育成・確保に 主体的に取り組む。 | 圏域の将来を担う 人材の育成・確保に 甲と協力して取 り組む。 |
| (6) 行政 サービス 機能 向上プロ ジェクト | 持続可能な行政サ ービスを実現するた め、公共施設の相互 利用や連携による事 務の共同化・合理化 に取り組む。 | 公共施設の相互利 用や連携による事務 の共同化・合理化に 主体的に取り組む。 | 公共施設の相互利 用や連携による事務 の共同化・合理化に 甲と協力して取 り組む。 |